第７０号議案

　　品川区地区計画等の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

　上記の議案を提出する。

　　令和３年１１月２５日

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　品川区長　　濱　　野　　　健

　　　品川区地区計画等の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

　品川区地区計画等の区域内における建築物の制限に関する条例（平成１４年品川区条例第３９号）の一部を次のように改正する。

　別表第１地区整備計画、再開発地区整備計画および防災街区整備地区整備計画の部に次のように加える。

|  |  |
| --- | --- |
| 東五反田二丁目北地区地区整備計画 | 都市計画法第２０条第１項の規定により告示された東五反田二丁目北地区地区計画（令和３年品川区告示第４８０号）の区域のうち、地区整備計画が定められた区域 |

別表第２に次のように加える。

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 東五反田二丁目北地区地区整備計画 | Ａ地区 | 法別表第２（ぬ）項に掲げる建築物および風営法第２条第６項から第１０項までに規定する |  |  | １０分の６ | ５００平方メートル | １，０００平方メートル | 計画図に示す壁面の位置の数値。ただし、歩行者の安全を確保するために必要な上屋、ひ | １００メートル（令第２条第１項第６号（同号ロの規定を除 | 採 |
| く。）に定める高さと　する。） |
|  |  | 営業の用に供する建築物 |  |  |  |  |  | さしの部分その他これらに類するものの部分については、この限りでない。め |  |  |
|  | Ｂ地区 | 法別表第２（ぬ）項に掲げる建築物および風営法第２条第６項から第１０項までに規定する営業の用に供する建築物 |  |  |  | ５００平方メートル | １，０００平方メートル | 計画図に示す壁面の位置の数値。た　だし、歩行者の安全を確保するために必要な　上屋、ひさしの部分その他これらに類するものの部分については、この限りで　ない。 | 下のブ |  |

　　　付　則

　この条例は、公布の日から施行する。

　（説明）東五反田二丁目北地区地区整備計画の区域となった地区について、建築物の用途、建蔽率等に関する制限を定める必要がある。